平成２５年（フ）第２４２号
横浜市港南区港南台２丁目１番１―1102号
債務者　笹沼満里子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５６号
東京都狛江市駒井町１丁目３番10号
債務者　片岡　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
静岡県湖西市新居町中之郷461番地の２
債務者　柴田　康雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
愛知県豊橋市中郷町27番地１　202
債務者　白井　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６９６号
岡山市北区伊福町２丁目32番６号富士アパート６号
債務者　井上　勝美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
岡山市北区白石西新町11番地105　スカイロード303号
債務者　井口　由美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２号
東京都東大和市奈良橋１丁目286番地の１石川ハイツＡ―201
債務者　川上　千尋
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０２０号
大阪市此花区春日出北１丁目22番15号　呉竹荘２Ｆ８号
債務者　重高　　覺
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
静岡市駿河区高松1787番地の２、旧住所静岡市葵区水道町70番地の２　カーサ　ラ・ルーチェ202
債務者　高木　龍也
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５号
静岡市駿河区八幡４丁目12番33号
債務者　堀川　代淑
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
長崎県佐世保市横尾町2404番地１、旧住所福岡県八女市室岡1079番地２
債務者　升水　雄大
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
長崎県佐世保市大潟町250番地１　カーサシティⅡ177号
債務者　杉原絵理香
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
長崎県佐世保市花高３丁目３番４―303号
債務者　佐藤　晃嘉
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
長崎県佐世保市花高３丁目３番４―303号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
長崎県佐世保市権常寺町1501番地　早岐住宅Ｄ棟104号
債務者　前川　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係